

2000年の6月に○○氏から私の秘書に600万円というお金が渡された、ということですが、そういうことがあったということは私自身は当時、全く聞いていなかったし、また、当然のことながら、私のところにそのお金が来たという事実も全くありません。

それから1年以上経った後になって、そういったことがあったらしい、との話が耳に入ったので、秘書に聞いたところ、たしかにお金を○○氏から受け取ったが、それは自分が使ってしまった、申し訳ありません、ということでした。

そのような金銭を受け取ったこと、即座に私に報告しなかったこと、さらにそれを個人で費消してしまった、ということから、本人を厳しく叱責した上で罷免し、お金も○○氏に返還させたところです。私としては、そのような多額の政治献金を○○氏から受け取るいわれはないので、非常に困惑しております。

この秘書については、これまでそういった疑いがあるということもなく信頼しておりましたところ、今回、このような事態が起き、誠に残念であります。このような秘書の不祥事が最近になってわかったということで、秘書に対する自分の信頼を裏切られた、という思いと同時に、私自身、不徳の致すところであると痛感しており、誠に申し訳なく遺憾に思っている次第であります。

【横領・告訴関係】

(問) 秘書が政治資金として渡された金銭を使い込んだというのなら、それは横領だと思うが、どうして告訴しないのか。

(答) 金銭を渡した側の渡した趣旨、受け取った側の受け取った趣旨が、今一つ、はつきりしないので、私としては、これが横領なのかどうか、何とも言いづらいところです。

また、私がその話を聞いていれば、そのような金銭は受け取るつもりはないので、私には、元々何の金銭的被害も生じておりません。

したがって、私が、「横領」か否かとか、「告訴する」とか言う立場ではないのではないかと思います。

【政治資金規正法関係】

(問) 政治資金規正法上の処理は、問題ないのか。

(答) 私の資金管理団体が、現実に政治資金として受け入れたというのならば、政治資金収支報告書に記載すべきなのは当然でありますが、現在わかっている範囲では、金銭は秘書個人の所にとどまっており、そこで個人的に費消されたということですので、当方としては、処理のしようもないということだと思います。

(更問) 秘書は会計責任者だったということだが、ならば、政治資金規正法上の処理をする必要があったのではないか。

(答) (同上)

(問) 企業団体献金禁止との関係は、どうなのか。

(答) 金銭の授受の趣旨が今一つはつきりしませんし、また私の方でも、資金管理団体に現実に金銭が来ておりませんので、私としては判断のしようがありません。(平成12年4月1日以降、資金管理団体への企業団体献金は、処罰の対象となっている。)

(更問) 個人からの寄附だとすると、「同一の者に対して年間 150万円まで」という政治資金規正法に違反するのではないか。

(答) 私の所に、寄附されたという金銭が現実に来ていないので、私としては、お答えのしようもありません。

【公職選挙法関係】

(問) 選挙運動に関する寄附だとすれば、公職選挙法上の選挙運動収支報告書との関係で、問題は生じないのか。

(答) このような金銭の授受があったことは、私も、当時の出納責任者も、全く知らなかつたことですので、選挙運動収支報告書に記載のしようもないと思います。

(更問) 秘書は、公職選挙法上、寄附の明細書を出納責任者に提出する必要があったのではないか。

(答) 秘書が個人的に使ってしまったということなので、そういう場合にも秘書が公職選挙法上どうすべきだったのか、と言わると、私としては、何とも言いようがありません。